見　積　競　争　の　公　告

国立大学法人筑波大学において、次のとおり見積競争を実施します。

１．見積競争に付する事項
（１）件　　名　　全身型紫外線治療器の保守
（２）対 象 機 器　　仕様書のとおり
（３）保 守 期 間　　令和６年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。
（４）設
置 場 所　　筑波大学附属病院外来診療棟３階３２０外来

２．仕様書等関係書類交付方法
仕様書等関係書類は、本公告に添付する。

３．見積書の提出場所等
（１）場　　所　　茨城県つくば市天久保２丁目１番地１
国立大学法人筑波大学病院総務部管理課
（２）連　絡　先　　（担当）北條　　電話番号　０２９－８５３－３６２２
（３）見積書提出期限　令和６年３月２９日　１６時００分
見積競争結果については、電話等により行う。

４．見積の方法
（１）　国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を及び役務提供契約基準を熟知し、仕様書及び契約条項を承諾のうえ、見積るものとする。
（２）　契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額で見積るものとする。

５．見積競争に参加する者に必要な資格
（１）国立大学法人筑波大学財務規則施行規程（以下「規程」という）第４６条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（２）規程４７条の規定に該当しない者であること。
（３）国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和６年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「Ａ」、「Ｂ」、「Ｃ」又は「Ｄ」等級に格付けされている者であること、または当該資格を有しない者であって、過去１年以内に本学との取引実績を有する者であること。
（４）契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（５）アフターサービス及びメンテナンス体制が整っていること。
（６）代理店証明を提出できること。

６．請書の作成等

契約締結に当たっては、請書を作成する。（契約保証金は免除）

７．契約の方式

（１）最低価格の見積書を提出した者及び次順位者を契約予定者として、価格交渉を行う。

（２）契約予定者との価格交渉により、本学の希望価格の範囲内において最低価格を提示した契約予定者を契約の相手方とし、契約金額を決定する。

以上

令和６年３月２２日

国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長　　原　　晃

見積書提出の注意事項

１　見積書提出期限　　令和６年３月２９日　１６時００分
（郵便（書留郵便に限る。）又は宅配便（以下、「郵送等」という。）で発送する場合には提出期限までに必着のこと）

提出場所　　〒３０５－８５７６
茨城県つくば市天久保２丁目１番地１
国立大学法人筑波大学病院総務部管理課　北條
電話番号：０２９－８５３－３６２２

２　見積書作成の注意
（１）　見積金額は算用数字を用いて明確に記入すること。
（２）　住所氏名を記入し押印すること。
（３）　日付を必ず記入すること。

３　上記注意事項に適合しない見積書は無効とすることがある。

４　契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかと問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を見積書に記載すること。

５　いったん提出された見積書は引換え、変更、取消しをすることができない。

６　競争参加資格の確認のための書類
・令和６年度に係る一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書
（全省庁統一資格または国立大学法人筑波大学の競争参加資格）の写し
又は過去１年以内の本学との取引を証明する書類・・・・・・・・・・・・・・・・・１部
・医療機器修理業許可証（写）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１部
・アフターサービス及びメンテナンス体制が整っていることを証明する書類・・・・１部
・対象機器を保守できることを証明する書類（代理店証明書等）・・・・・・・・・・１部

７　この契約に必要な細則は、以下によるものとする。
・国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則
https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/
・役務提供契約基準
https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun

仕　様　書

１．件　　名　　全身型紫外線治療器の保守

２．対象機器　　全身型紫外線治療器
米国ダブリン社製　NeLux X311-48　１台
本学医療機器番号：TU-2020120018
本学資産番号：M2009S000000082.000

３．設置場所　　筑波大学附属病院外来診療棟３階３２０外来

４．保守期間　　令和６年４月１日～令和１０年３月３１日

５．実施要領　　請負者は、上記機器を正常かつ安全な状態で維持運用し得るように次の保守業務を行うものとする。

（１）年間１回の定期点検
（２）フレックスドジメントリ―コントローラーにて照度の確認をし、照度：７mW/㎝２を下回っている場合、照度を改善すること。（ランプ交換を含む）
（３）修理時における以下項目の無償
工賃、交通費、宿泊費、部品代（フェイスマスク及びアクセサリー類を除く）

６．代金の支払　　請負代金は、年度毎に前払で支払うものとし、当該期間業務履行確認後、適法な請求書を受理した日から起算して 40 日以内に支払うものとする。

７．請求書の送付　請求書は、国立大学法人筑波大学病院総務部管理課に送付するものとする。

８．その他
（１）請負者は、点検業務を実施する場合は、発注者と事前に作業日程の打合せを行うものとする。
（２）請負者は、業務上知り得た本院、職員及び患者等の個人情報及び不利益となる事項等を第三者に漏らし、他の目的に利用してはならない。また、本契約終了後も同様とする。
（３）本仕様に定めのない細目については、発注者の指示によるものとする。
（４）この契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。

請　　書

件　　名　　全身型紫外線治療器の保守
対象機器　　全身型紫外線治療器　米国ダブリン社製　NeLux X311-48　１台
　　本学医療機器番号：TU-2020120018
　　本学資産番号：M2009S000000082.000
設置場所　　筑波大学附属病院外来診療棟３階３２０外来

代　金　額　　金　　円也

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金　　円也（消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方消費税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定により算出したもので、代金額に１１０分の１０を乗じて得た額である。

上記の保守業務（以下、「業務」という。）を、下記条項により履行することをお請けします。

記

第１条　請負者は、別紙仕様書に基づき、業務を履行するものとする。
第２条　契約期間は、令和６年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。
第３条　請求書は、国立大学法人筑波大学病院総務部管理課に送付するものとする。
第４条　請負代金は別紙支払内訳のとおり、年度毎に前払いで支払うものとし、当該期間業務履行確認後、適法な請求書を受理した日から起算して４０日以内に支払うものとする。
第５条　契約の細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。

令和６年３月　　日

国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長　原　晃　殿

請負者

支払内訳書

年度	代　金　額	消費税額及び 地方消費税額	合　　計
令和６年			
令和７年			
令和８年			
令和９年			
合　　計			